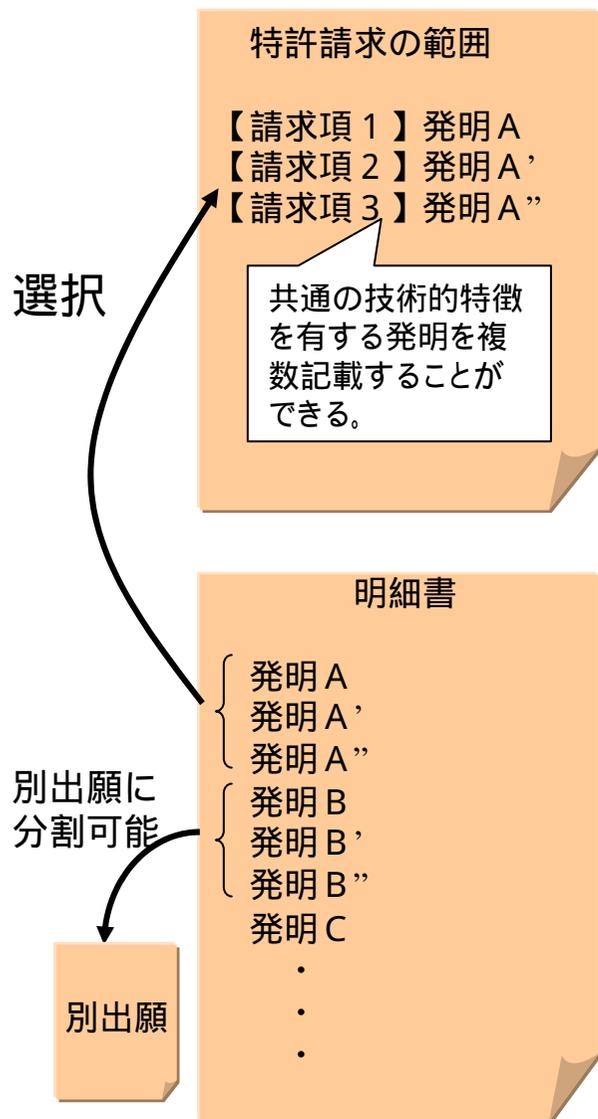


特許請求の範囲と明細書の役割について



審査を経て権利範囲を確定させる機能を有する書類。

特許権が及ぶべき範囲（特許発明の技術的範囲）は特許請求の範囲の記載に基づいて定められる。

出願人は、明細書に記載された複数の発明の中から権利の取得を目指す発明を選択して特許請求の範囲に記載し、審査負担に見合った料金を支払って審査を受けることができる。

審査負担の軽減及び出願の取り扱いの公平性の観点から、特許請求の範囲に同時に記載することができる発明は、共通の技術的特徴を有する範囲に制限されている（発明の単一性）。

技術内容開示機能及び出願日を確保する機能を有する書類。

明細書の記載によって、発明の技術内容は、発明の属する技術分野の通常の専門家がその実施をできる程度に開示される。

最終的に権利取得するかどうかにかかわらず、明細書に記載された全ての発明に関し、新規性・進歩性についての判断の基準となる日として出願日が確保される。